

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 1月 8日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービス建屋地下1階ケーブルトレイ壁貫通部の隙間を塞ぐ石膏ボードにおいて、破損が認められたため、当該石膏ボードを修理。	GⅢ	
2	4号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)バイパス配管排水弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	